

標題

MEPC56 の審議結果の紹介

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0707

発行日 2007年8月17日

各位

2007年7月9日から7月13日にかけて開催されたIMO第56回海洋環境保護委員会(MEPC56)の審議結果について次の通りご紹介致します。

1. 条約等強制要件の採択

今回採択された強制要件は以下の通り。なお、採択された条約改正テキスト(Resolution)は、IMO ホームページに掲載される予定ですので、ご参照下さい(<http://www.imo.org> > Information Resources > Index of IMO Resolutions > MEPC)。

(1) MARPOL 73/78 Annex I の改正 (Resolution MEPC.164(56))

MARPOL 73/78 Annex I の 38.2.5 規則(受入施設)の誤記を修正するための改正案が採択された。

(2) MARPOL 73/78 Annex IV の改正 (Resolution MEPC.164(56))

家畜運搬船からの汚水の排出に関する解釈を明確にするため、MARPOL Annex IV 第 11.1.1 規則に家畜運搬区域から発生する汚水も通常の汚水に対する取り扱いと同様、規制対象とする改正案が採択された。本改正は 2008 年 12 月 1 日に発効の予定。

(3) 改正 IBC コード 17, 18 及び 19 章の改正 (Resolution MEPC.166(56))

MSC82 で採択され、MEPC55 で承認されていた IBC コード第 17, 18 及び 19 章「有害液体物質の分類」の改正が採択された。本改正は 2009 年 1 月 1 日に発効の予定であるが、実質的には改正 IBC コードの発効と共に 2007 年 1 月 1 日から運用されている。

2. バラスト水管理(BWM)条約関連

(1) BWM 条約実施のため、以下の 2 件のガイドラインが新たに採択された。

- ・G7 : 未処理バラスト水排出のリスク評価に関するガイドライン
- ・G13 : 緊急事態を含む追加方策に関するガイドライン

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

(2) バラスト水処理装置の承認

バラスト水処理装置の基本承認及び最終承認について審議が行なわれ、韓国提案の処理装置「NK Ballast Water」は基本承認を取得、ノルウェー及びスウェーデンから提案の処理装置「PureBallast system」は基本承認及び最終承認を同時に取得した。なお、現在までに BWM 条約 D-3.2 規則に従って承認されているバラスト水処理装置は以下の通り。

Name of the system	Proposed by	Type of approval
PureBallast system	Sweden and Norway	Basic and final approvals (at MEPC 56)
NK Ballast Water	Republic of Korea	Basic approval (at MEPC 56)
Special Pipe Ballast Water Management System (combined with Ozone treatment)	Japan	Basic approval (at MEPC 55)
EctoSys TM electrochemical system	Sweden	Basic approval (at MEPC 55)
Peraclean®Ocean	Germany	Basic approval (at MEPC 54)
Electro-Clean (Electrolytic disinfection) system	Republic of Korea	Basic approval (at MEPC 54)

3. シップリサイクリング

新条約採択までの作業計画が以下の通り明確化され、新条約は 2009 年 4 月に開催される条約採択会議で採択される予定となった。

2008 年 4 月 MEPC57 (新条約案の審議)

10 月 MEPC58 (新条約案最終化)

2009 年 4 月 条約採択会議 (新条約の採択)

4. 船舶の有害な防汚システムに関する国際条約 (AFS 条約)

AFS 条約の発効条件は、25 カ国以上の批准及びその商船船腹量の合計が世界の商船船腹量の 25% 以上であるが、現在の批准状況は 24 カ国でその商船船腹量は 16.63% となっている。

今回の会合でパナマが AFS 条約に間もなく批准の見込みであることが報告された。パナマが批准した場合、同条約の発効条件が満たされ、その 1 年後に発効することとなる。

(AFS 条約への適合を確認するための検査方法等に関しては、テクニカルインフォメーション No. TEC-0496 をご参照下さい。なお、条約発効後の取り扱い等に関しては改めてテクニカルインフォメーションにてお知らせする予定です。)

なお、本 MEPC56 の審議概要につきましては IMO ホームページにも掲載されていますのでご参照下さい。(http://www.imo.org)

(次頁に続く)

本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 国際室

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2038

Fax: 03-5226-2039

E-mail: xad@classnk.or.jp